

「議案第132号（仮称）川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」に対する附帯決議案

- 1 子どもたちに安全で安心なおいしい中学校給食を提供するとともに、地産地消を通じて食育の推進を図り、地域経済の活性化に資するよう、市として責任を持って事業を円滑に推進すること。
- 2 中学校完全給食を実施することによる後年度負担について適切に対応するとともに、事業実施に伴い教育施策を始め他の行政サービス・事業の質が低下しないよう、減債基金に頼らず将来を見据えた適切な財政計画に基づく健全かつ持続可能な市政運営を行うこと。
- 3 災害発生時に市民への炊き出しを提供するなど、給食センターを有効に活用し、学校給食だけでなく広く市民に利益が還元できるような事業についても検討するとともに、必要に応じて地域に貢献できる施設として位置付けるなど、事業者と協議・調整を行うこと。
- 4 安定的に中学校給食を提供するために、適正かつ効率的な事業スキームに基づき、各給食センターでの不測の事態に対応できるよう、3給食センターにおける相互連携の仕組みを構築するなど、リスク管理の徹底を図ること。
- 5 市は、選定事業者（SPC）に対し、日常・定期・随時のモニタリング等を通じて、適切な指導を確実に実施するとともに、適宜モニタリングの結果を議会へ報告すること。

- 6 将来想定される大規模修繕については、経年変化による劣化への対応だけでなく社会的変化に対応し、事業費を含む計画を策定すること。

- 7 今後、PFI 事業を活用するに当たり、地域経済に資する民間事業者の参入の仕組みを構築すること。